

福岡

福祉活動専門員の

ま な こ

社協活動前進のために

No.37 1995年 3 月発行 福岡県専門員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニー印刷

特集 最終回

老人保健福祉 計画へ、さらなる アプローチを!!

老人保健福祉計画 公的介護保険構想

立命館大学

産業社会学部

助教授 芝田 英昭

一、はじめに

厚生省は、地方老人保健福祉計画の集計結果を基に、新ゴールドプランの基本方向（厚生省素案骨子）を八月二日に公表した（表）。これによれば、二〇〇〇年の目標値を、ホームヘルパー二〇万人（GP一〇万人）、特養三〇万床（GP二四万床）などとし、ゴールドプランを大幅に上まわって修正を施している。

二、介護保険構想の狙い

厚生省は今年四月、省内に「高齢者介護対策本部」を設置し、「公的介護保険」を導入について具体的検討作業に入ったと言われている。また、社会保障制度審議会（会長 隅谷三喜男）は、九月八

しかし、この目標値達成は本当に可能なのであろうか。厚生省の政策動向を基に探ってみたい。

日にまとめた第二次報告において、「今後増大する介護サービスのニーズに対し安定的に適切な介護サービスを供給していくためには、……中略……財源を主として保険料に依存する公的介護保険制度を導入する必要がある」と提言している。

さらに厚生省は、医療保険審議会と今年一〇月新たに発足する老人保健福祉審議会に公的介護保険の具体案の検討を要請する方針を固めたといわれている。同省は、両審議会に九五年度的中をメドに意見書を提出させ、その意見を踏まえて早ければ九七年度より介護保険を導入したいとしている（一）。

さらに厚生省は、医療保険審議会と今年一〇月新たに

厚生省がこれまでに明らかにした介護保険の基本構

地方老人保健福祉計画の集計値とゴールドプラン（GP）（サービス供給量）

サービスの種類	平成4年度	計画集計値	G P	新GP案
ホームヘルパー	5.7万人	16.8万人 (注1)	10万人	20万人
デイサービス	2,743か所	1.3万か所	1万か所	2万か所
ショートステイ	1.8万床	6万床	5万床	6万床
在宅介護支援センター	791か所	8千か所	1万か所	1万か所
特別養護老人ホーム	20万床	29万床	24万床	30万床
老人保健施設	7万床	25万床	28万床	28万床
ケアハウス	3,760人	8万人	10万人	10万人
高齢者生活福祉センター	101か所	400か所	400か所	400か所
老人訪問看護ステーション (注2)	208か所	(3.1千か所)		5千か所

出所、厚生省「ゴールドプラン見直し（新ゴールドプラン）の基本的方向」94年8月2日より

注 1. ホームヘルパーの計画集計値欄には障害者分を含まず。
2. 老人訪問看護ステーションは、平成4年度に創設されたものであり、ゴールドプランには位置付けられていない。
また、計画集計値欄は、目標水準を定めた県についてのみの集計。

想によれば、①介護が必要な事態に高齢者自身が備える、②勤業者世代が事業主と共に介護制度を支える、③国、地方自治体が責任を果たす、などの原則の下、費用は国民の支払う保険料、自己負

担などで賄う計画である。

このうち保険料は、二〇歳以上のすべての国民から徴収する。六五歳以上の高齢者は年金受給額の一〇程度（当面は定額制で二〇〇〇円程度）、勤労者世代は事業主と折半で賃金の一〇程度の保険料を支払い、各人が加入する医療保険から介護保険に拠出金として支出される見通しである（二）。

自己負担については、保険給付に伴う自己負担と、保険外自己負担が考えられるが、保険給付に伴う自己負担については明らかにされていないので詳細は分からない。保険外自己負担は、施設等入所の場合、食費や洗濯代などの基礎的な生活費として徴収するとしている。この額は、現行の老健施設の徴収金をもとに六万円程度になるとしている。また介護保険が用意する標準的な介護サービスを越えるサービスを受ける場合は（施設サービス、在宅サービス共に）、別途その費用

を全額自己負担する考えである。提供される介護サービスの内容の決定や運営、被保険者の管理は市町村に任せられる見込みである（三）。

(一) 措置解体狙う介護保険 将来像委員会第二次報告によれば、「介護保険が、一定の質的水準を有する公営、民営の介護サービスの費用を負担することになれば、利用者にとって選択が可能になり、供給者間の競争を強め、サービスの量的拡大とともに質の向上を図ることができるとし、さらに「介護保険が、現在措置費で運営されている福祉施設にはもちろんのこと、介護を行っている保健医療施設、在宅福祉などにおける介護費用の部分を負担するようになれば、現在生じている各施設の利用者間の負担の不均衡が是正されるばかりか、各サービス間の連携も強められる」としている。しかし、特養等の措置体系上の施設において、利

用者にとって選択が可能」になり、「各施策の利用者間の負担の不均衡が是正される」のであろうか。現在、措置施設においては、入所は市町村の行政措置として行われており「選択」という概念にそぐわない。また、その費用が措置費ではなく、介護保険から支払われるのであれば、措置そのものを解体しなければ、この保険制度自体成立しえないことも意味している。第二次報告には、具体的に「措置制度を解体する」という表現は見当たらないが、現に、厚生省が介護保険導入の参考とするドイツにおいては、わが国の特別養護老人ホームに相当する老人介護ホームが設置されているが、入所は入居希望者と施設との間の「契約」によるもので、施設の運営費は入居者の支払う利用料によつて賄われている事実を考えれば、措置制度の廃止を言下に含んでいることは予想に難くない。

昨秋、新世紀研究所（所長 長尾立子、元厚生省社会局長）が行ったシンポジウム「望ましい介護システムへの提言」では、シンポジストの一人、国立医療・病院管理研究所医療経済研究部長 小山秀夫氏が、「介護費用保険をつくったならば措置制度を崩さないといかない」（四）と発表している。いわばこれが厚生省の本音であろう。

しかし、措置制度を廃止することが、介護施設を気軽に利用できる施設に変えるかは甚だ疑問である。

今現在、老人ホーム等の措置施設の建設については、その費用の二分の一が国から補助されているが、措置から外された場合、現在の医療機関の建設と同様、施設建設費については国の補助がなく、設置者が自前で全て揃えなければならなくなる。しかし、一般的に介護ニーズの高い自治体ほど、高齢化・過疎化が進んでおり財政的にも厳しい。この

ような自治体が、国の補助なしで自前で老人ホームを建設することは困難であろう。ましてや、民間の社会福祉法人においてはなおさら困難である。

これは、以下の状況からも容易に察しられる。

厚生省は、今年七月七日付で各都道府県及び指定都市に対し「ゴールドプラン関係施設整備の内示の考え方について」と題する老人福祉計画課長補佐 脇本千治名の文書を通知した。この中で「平成六年度施設整備予算においては、平成五年度と同様、特別養護老人ホームについて一万床の整備を計画するなど現行ゴールドプランに基づき所要の予算を確保したものであるが、「平成六年度新規事業枠は極めて逼迫したものとされた」として、新規の特養については、九四年度は補助額の二〇％を交付し、八〇％は九五年度に先送りすると内示した。この結果多くの自治体では、特

養建設計画の見直しが迫られた。

新潟県では、今年度中に九カ所(四一〇床)の特養を整備する計画であったが、五カ所(二八〇床)については申請額の二割しか国庫補助がなかったため、当初予定の九五年四月開所は不可能となった。また群馬県では、前橋市で五〇床の特養建設を計画していたが、国庫補助の内示が、申請額の二割に止ったので、着工のメドもたない状況である。

これは、国の財政的裏付けなしには老人ホーム建設が困難であることを証明したものであり、介護保険導入が、公的介護施設建設を抑制することを明らかにしたといえる。
しかし、介護保険は、シルバリービジネスでの介護サービスをもカバーするものであることを考えれば、この分野でのプライベートーションが一気に進むものと考えられる。

(二) 国保の二の舞い

将来像委員会第二次報告

は、介護保険の財源について「当面の基盤整備は一般財源に依存するにしても、将来的には、財源を主として保険料に依存する」とし、国庫負担のない社会保険を想定しているが、果たしてこのような財源システムでこの制度が成立しえるのであるうか。結局、介護サービスを保保するには、保険料を恒常的にアップさせる構造をつくりあげ、結果的には、現在の国民健康保険同様、高い保険料が払えず保険証が取り上げられサービスが受けられない事態が発生する可能性が高い。

現在の年金月額水準額の受給者数を見ると、老齢厚生年金受給者三四五万四千人、老齢国民年金受給者六八七万八千人、計一千三三万二千人の内、月額二万から三万円の低水準年金受給者四〇五万八千人、国民年金受給者の実に六割がこの層に集中している。このよ

うな状況のもとで、年金受給者に対して定率の保険料を求めることはかなり難しい。また、施設に入所すれば約六万円もの自己負担が必要とされ、年金生活者にとつては、施設入所が困難になることも考えられる。

ところで、社会保障制度

審議会委員である堀勝洋氏は、八七年に著わした自著『福祉改革の戦略的課題』において、「公的な老齢年金は本来生活費の基礎的部分を賄うもので介護費用を含んでいるわけではない」としている。また、次期国会に提出される年金改革法には、年金額のスライドを賃金スライドから可処分所得(賃金から税金・社会保険料を差し引いた額、いわゆる手取り賃金)スライドに変更する案が示されるが、これは正に、厚生省自らが、老齢年金には税・社会保険料相当分が含まれていないことを認めたことに相違ない。

少なくとも、この厚生省

の理論に立てば、年金生活者から介護保険料を徴収することはできないはずである。厚生省は、この自己矛盾に對しどうこたえるのであろうか。

三、自助努力強い

介護保険

介護保障の社会保険化は、結論的には社会的支出を私的支出に代替させることであり、「介護」に対する国家責任を国が自ら放棄することに他ならない。

将来像委員会第二次報告

は「社会連帯が社会保障制度の基本」だとしている。もちろん、介護保険構想も、現役世代が高齢世代を支えるという意味では、正に「社会連帯」そのものである。

しかし、現役世代もいづれ高齢世代になるはずであり、必ず支えられる側になる。つまり、順繰りに支えあっているだけであり、正確には「社会連帯」ではなく、「自助努力」に他ならない。また、第二次報告案は、二一

世紀高齢社会を「自己責任と他者への思いやりを持つ自立と連帯の社会でもなければならぬ」と描いている。いわばこれは、生活レベルに発生する社会問題(生活問題)を国家責任において緩和・解決していくとする社会保障の理念を解体するものであり、「介護保険構想」は、その先駆けとでもいうべきものである。さらに、この介護保険導入が、公的介護施策を大幅に後退させることは間違いない。

その意味では、今一度、社会保障の理念を問い直し、介護保障のあり方を十分に論議すべきである。

〔註〕

- (一)「官庁速報」時事通信社、九四年八月一八日付、八、九頁。
- (二)前掲「官庁速報」
- (三)前掲「官庁速報」
- (四)新世紀研究所編「望ましい介護システムへの提言」法研、九四年三月、五一頁。

地域福祉活動計画策定への取組 みと今後の課題のなかから

上陽町社会福祉協議会 中村 修

当初、この文章は、老人保健福祉計画の策定と課題についての報告を依頼されたものでしたが、策定に係ったものの社協からの提言が生かされたとはいえない状況なので、これに触発されて策定に踏み切った地域福祉活動計画を中心に報告します。

1、計画策定の動機

地域福祉活動計画の策定が必要であるという思いは、数年前からあったのですが、具体的には、町老人保健福祉計画が策定されることがきっかけとなりました。今後の町の高齢者福祉施策の拡充等について曲がりなりにも(国のマニュアルに沿った内容の独自性の少ない計画になるかもしれないという意味で)町が計画を持つことになれば、これに對

応して、社協としても体系的な取り組みを展開する根拠としての意味を含めて計画を提示する必要があります。さらには、高齢者の計画のみならず、障害者の福祉や子育て支援など包括的な計画の全体像を示すことで、個々の福祉課題とその解決の糸口を明らかにできればという思いもありました。また、老人保健福祉計画をすすめる上で委託業務の在り方など社協の位置づけが、さらに行政サイドの意向に左右されるようになるのではないかと

いう危惧もありました。そこで、活動計画の中に、社協発展強化計画を盛り込むこととしました。例えば、上陽町には、特養など適当な施設がないので、デイサービス事業を始めるには単

独型の施設を造るほかないわけですが、その運営の委託(なぜ町が委託を考えるのかについては改めていふ必要もないと思いますが)先として社協があげられることが予想されますので、人的配置や財源なども示す必要があると思われたからです。

老人保健福祉計画の策定に係る中では、上陽町の場合マニュアルどおりの、計画に先立つ高齢者実態調査の結果から導きだされた目標水準では、保健・福祉サービスの目標量やサービス供給体制の確保も数量的には多くなかったにもかかわらず、そのミニマムな数量でさえ達成を疑問視する雰囲気策定会議でも濃厚でありましたし、十分な調査や論議を経ないままに期限に追われて策定を終えてしまう感がありました。(まさにそのとおりとなりました。)また、地域保健サービスシステムづくりとして、上陽町独自の方策の提言は

あるにしても実施計画に盛り込まれることはありませんでしたし、さらに、予想どおり、単独型のデイサービスセンターの設置が盛り込まれました。

2、地域福祉活動計画の目標

どのような計画づくりをすすめるか検討した結果、上陽町の場合、人口や財政規模が小さいことから、行政と公私一体型の計画づくりを目指すこととしました。公私の役割分担についても、行政は社協を下請けとしてみているのは明白で、老人保健福祉計画の中でも、社協との連携や相互補完、社協の財源の確保や人材確保などの基盤強化が不可欠の要件である」とありますが、具体的には「望まれる」のみです。公私一体型の計画づくりをすすめることで、高齢者福祉の推進に限って言えば老人保健福祉計画との整合性を図るといふよりも、欠落部分を補い、実施の具体化を促し、行政責任

と公私の役割分担を明確にしながら、保健分野等との連携を図ることで社協の強化を達成することが目標でした。

3、策定の体制づくり

策定委員や作業委員の選任については、公私一体型の計画ということもあり、行政の職員がかなりの数を占めることになりました。特に実際の計画の発案や作業をおこなう作業委員の過半数が担当課の職員や保健婦となり、行政職員の意見が多くなったため、福祉団体との懇談で意見の聴取をおこないました。当事者やボランティアの組織化、住民活動などをとおして、策定に係わってくださるような人とともにこれまで活動してこなかったことが悔やま

4、調査

策定の体制づくりと並行して福祉に対する町民の意識調査を実施しました。選挙人名簿のなかから592名を選び、15人の民生委員にお

願いして留置法で実施しましたが、後期高齢者で記入が自力で不可能と思える方を外したので年齢別の構成とサンプル数の比率が異なったり、小学校区によってはサンプル数が少ないところがあり分析が難しかったり、留置法なので空白が目立ったりと調査の難しさを実感しました。

その他に、高齢者（要援護老人）の実態調査と障害者実態調査は、それ程件数が多いので、保健婦と同行訪問し聞き取り調査をしました。障害者調査では、町内の障害者手帳、療育手帳をお持ちの方全員に意識調査を同様留置法で実施しました。

5、現状と課題の分析
つぎに、調査結果やデータを基礎にして、町政要覧、意識調査や高齢者実態調査集計の読み込み、社協を始め各機関・団体の事業分析等をおこないました。

地域生活の問題では、道路の整備や通勤・買物など

の不便さといった交通問題が「なんとかしてほしいこと」の上位を占めて、平地不足による社会資源の整備の立ち遅れが指摘され、地域生活への町民の要望としては、文化、教育、保健、福祉関連の切実なニーズがあるにもかかわらず、教育や医療施設の不足などに対して相当なフラストレーションを感じている現状や、介護者の高齢化や介護援助者の不足、介護の悩み、介護者自身が股関節、腰痛などの身体の病気や心労に悩み続けながらも福祉サービスがほとんど利用されていない現状が明らかにになりました。さらに、通院介助の必要性や、住宅の改造、障害が重く思うように働けないことや就労の差別などの実情もありました。また、従来の団体活動、たとえば婦人会や青年団活動、福祉団体でさえ担い手の不足や

役員の成り手がなく、活動の停滞が指摘されました。社協活動については、高齢者の生きがいづくりや福祉サービスの拡充の次に、特に30代の女性を中心に、広報活動を強化して欲しいという答えが多く、中には、社協が具体的に何をどうしてくれる協議会なのかわからないとの声もあり、住民に見える社協づくりの必要性を痛感しました。

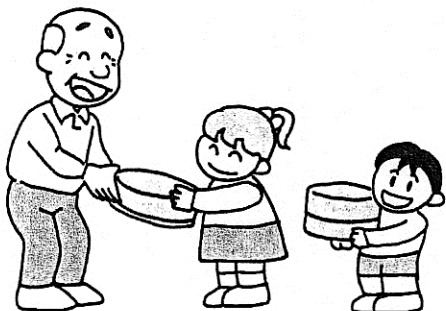
6、視察
計画の策定のなかで何度か視察を行いました。まず、最初に、浮羽町社協を視察させていただき、計画策定に対する意義と策定の概要を研修しました。次に、岩手県の沢内村と秋田県の鷹巣町を視察しました。沢内村では、保健・福祉・医療の連携（統合）と雪の文化を通しての都市住民との交流等について、鷹巣町では、ワーキンググループといわれるボランティア活動をとおしての行政と住民の協働による福祉のまちづくりの実践と24時間派遣体制のホームヘルプ事業などを中心に研修することができ

ました。それから、福岡市の宅老所よりあいと筑紫野市のさるびあ共同作業所を視察させていただきました。それらの視察をとおして、歴史と思想、発想を実践に繋げてゆく試みなど多くの人に学ぶことができました。

7、基本構想・基本計画・実施計画
それらの調査、現状や課題の分析をもとに、まちづくりの推進目標として、まず、基本構想（この町で生きて、この町で老いる）をテーマに、5つの基本目標を立て、次に、基本計画、さらにその基本計画にそって5カ年の実施計画を年度ごとに立てました。（詳細については、上陽町地域福祉活動計画書を参照ください。）

8、今後の課題
計画策定を終えてこの計画を実施に移していくのが、今役の目標となりますが、上陽町社協にとっては、現在までの活動の反省に立ち、当事者や住民と手をつない

で当事者活動や住民活動を活発にしてゆけるような社協の体制づくり、福祉サービスを利用しやすい体制や地域住民の合意づくりなどをとおして、住民主体の、眼に見える社協をめざすことが最も必要だと思います。それを忘れては、住民には第二行政としてしか映らず、住民から信頼されない社協はいつまでたつても行政と対等のパートナーとはなれず、下請けとして行政自体からも相手にされないのではないかと感じます。



〈連載〉社協サポーターに拍手喝采

市町村社協の理事や評議員といった立場で、社協事務局を支え、日夜奮闘いただいている方々に登場願ひ、思いの丈を語ってもらう企画です。

第3回目は、在宅福祉サービスの拠点として、福祉センターの整備を図り、住民主体のネットワーク作りに情熱を傾ける、黒木町社協会長の田中政喜氏にインタビューしました。

いつでも、どこでも、だれもが安心して暮せる福祉の町づくりを目指して

黒木町社会福祉協議会会長 田中 政喜

Q一、社協役員としての略歴をお聞かせください。

A、私は昭和五十年六月行政職員としての現職時代に町民課長に拝命と同時に充て職として、社協の常務理事に就任し、昭和五十三年十二月末日を以て退職しました。昭和五十五年の師走に町長の要請により、来年一月から社協事務局長に就任していただきたいということでしたが、当時は県の大規模農通開設に伴う嘱託登記事務に従事していた関係もあり、今後の事業推進に迷惑をかけることも考慮し、後任者の選定を条件として、翌年一月六日に事務局長に就任しました。

当時の、社協の職員配置の状況は、局長は活動専門員と兼務、事務職員(女子)一名・マイクロバス運転手



(男子)一名・ホームヘルパー四名・老人福祉センター職員としてポイラ操作職員(男子)一名と受付係職員(女子)一名計九名の構成です。社協役員会の運営には、町長が会長兼務である為、開催日時を決定するのは先ず行政が優先して実施されるので、日程の調整のやり繰りが非常に困難な状況であったことを記憶しています。昭和五十八年に

町長の兼務は、極力回避するようにとの県社協の指示もあり、民間から会長を選任すると同時に常務理事制度を廃止されました。この年に市町村社協の法制化が全国一斉に実施されて一大改革によって、社協財政面にも好結果が表れると期待していましたが、それこそ条文のしめつけで社会福祉事業法の一部改正のみで何のメリットもないに等しい結果に終わったようです。

活動専門員の国庫補助額は現在も年を逐て増額されているが、他の職種に対する補助基準額と比べて下まわっている現状であり、今後の改善課題でしょう。昭和五十九年五月に後任の局長も決定されたので円満退職しましたが、理事会の推挙により評議員会に諮られ六月の役員会に理事として就任し、前会長が平成元年四月に常勤の町森林組合長就任により、迂余曲折を経て平成元年八月一日会長職に就任し現在に至っているものであります。何分にも浅学非才の身でこの大任を全うすることができると日夜試行錯誤しているこの頃です。

Q二、役員立場から見た現在の黒木町社協への評価はどうですか。

A、前に申し上げた職員の構成も社会福祉事業法の改正及び福祉八法の一部改正、平成二年のゴールドプラン十ヶ年戦略等の影響もさることながら、平成四年老人の実態調査によって老人保健福祉計画の策定に基づく諸施策の実施計画が早急な課題として、町行政の取組みがありました。在宅福祉サービス業務委託事業としては、ホームヘルパー年次増員計画も樹立されると同時に永年の懸案でありました。訪問入浴サービス事業の導入による職員の新規採用、事務局長を行政より派遣し行政と民間福祉のパイプ役として連絡体制が整備されたこと、勿論昭和

六十一年より活動専門員が新規採用され、若さと専門職としての活動が期待されるものであります。

しかし、現在の老人福祉センター事務室にすし詰めにした状況を解消することは、老人保健福祉計画では各種サービス向上によるスタッフの増員、ホームヘルパー二十四名の増員も計画してあり、現在地での拡張は困難であり別に保健福祉総合センターの用地確保・施設設備事業を推進すべきであろうと思います。

各職員は、事務局長を中心とした連携プレイによりそれぞれの専門的分野を担当しながらも現在の社協に対する住民の理解・意識改革を旨として社協全般にも通じる在宅福祉のプロとしての意識ある行為については高く評価し今後に期待するところは大きくあります。

Q三、黒木町社協の役員構成・役員としての活動はどうですか。

A、先ず理事は九名です。民生委員総務・区長会長・婦人会長・身障者会長・町老人クラブ連合会長・町民課長の充て職と学識経験者三名の構成になっています。次に監事は二名ですが、永年理事の執行権者としての経験者を提案して理事会、評議員会の承認を得ています。

最後に評議員会は、社協の最高議決機関として社協に理解があり福祉事業に協力的なお方をお願いするという趣旨で各地区区長

会長・民生委員地区代表者・町内福祉施設長・各種



福祉団体の長・行政機関一名、町執行部一名の計二十名の構成であります。役員としての活動状況は社協の重点目標であります。「愛のネットワーク活動」の実行委員として全町的な組織のなかで地道な啓発実践により社協・行政サービスの住民に対する周知徹底に努められています。また、社協

の唯一の資金源である共同募金活動及び歳末たすけあい募金等については積極的な協力を得ています。

町補助金・委託事業費等の公費の確保については町執行部、町議会の理解により現状では役員会の要求どおり交付決定がなされ、事業推進を進めています。

Q四、事務局体制の強化・活動基盤の設備等の点についてお聞かせください。
A、平成五年度までは、事務局長（民間委託）のほか活動専門員、事務専任職員・ホームヘルパー四名・運転手一名・老人福祉セン

ター職員二名でしたが、先程申し上げたとおり、在宅福祉の需要に応じて対処できるような本年の二月から訪問入浴サービス実施に伴い二名の職員の増員をいたしました。

また、内部の合理化・事業の効率化を図る為、平成六年度より老人福祉センター送迎運転手を雇用し、従前の運転手を入浴サービス兼運行係技手として格付けを図りました。

今後は、ボランティア活動が他の町村と比較して遅れていると痛感している中で、町行政の地域福祉基金の果実利用・共同募金配分金の増額等を働きかけて行政と社協が両輪の輪としての役割を相互協調しながら推進すべきであり、理事・評議員に対し社協の現状分析（財源）し、活動基盤強化への協力要請を図る所存であります。

Q五、その他黒木町社協の将来に向かっての目標・展

望・課題についてどのような考えられていますか。

A、先ず目標は、先程から縷々申し上げていますが、国の施策、町行政の老人保健福祉計画の安定による在宅福祉活動の拠点として相應しい施設を「クリニックくろぎ」に隣接して保健福祉総合センターを設備し、事務室・ボランティア活動室・会議室・職員食堂・休憩室・各種相談室等の設置により行政事務も処理できる機能設備を充足し、福祉については住民窓口の一本化を図り、「いつでも、どこでも、だれもが安心して暮らせる福祉の町づくり」をしたいと考えています。

社協の活動基盤の設備として福祉基金制度確立の整備として福祉基金制度確立目標額億円達成の実現・町民全世帯が会員制度導入による拠出金が、われらの社協として関心をもち、ネットワーク活動の活性化による運動を推進し、さらに福祉事務のOA化・活動専門

員の複数制・保健・医療・福祉の連携による住民に対する情報提供を図ることが必要な福祉需要を満たす供給、事業の中枢となることを希望します。

これらの課題をひとつひとつ達成することは、先ず全社協で整備された定款準則の設備・社会福祉法人社協の憲法を地域の実情に適合した制定をなし財政の健全化・明るい職場づくりが今後の大きな課題であろうと思います。

人は一生のうちいろんな角度から深く、また浅く福祉にかかわっていくことになりま。人の顔や声、その行き方が違うように環境や価値観などによって福祉に対する考え方も変わります。一定のものさしで測れない数字のようにたったひとつの答えがでない。これが、福祉の真の姿であるうと思ひます。

来るべき二十一世紀に向けて、活力と潤いのある自然とのふれあいの町づくり

に社協全職員の英知を結集して、明るく住みよい町づくりの実現に努力する決意を新たにしているものであります。



フリーーク

私の一日

志摩町社協
藤田マリ子

ある日の午後、ブルブル

ウ電話のベル、「ハイ、こんにちは！社会福祉協議会で

す。」「肥田です、藤田さん、

機関誌（まなこ）のフリーークおねがいます。」「明るくさわやかに取ったはず

の電話の音が、突然暗く声にメリハリがなく、「なん

それ、「うん、わかった。」「お互いにつれなくアツツン

翌日、大封筒で送られて来た原稿用紙、私の隣の机の上で山積みされて三週間、

やっとペンを取った私。

私は、「まなこ」で皆様に

お話しするような…

福祉活動専門員とは名ばかり、法人化したばかりに私にのしかかった七文字

なのです。

日頃、外出することがない私は、専門員研修会の朝「行って来ます！」と事務所を出、あア疲れた、頭が痛い」と言って事務所に入る、これが専門員研修会日のワンパターン。

でも、こんな私を温かく迎えてくれるのは事務所のみんなです。

会長は、今年四月一日に就任された年齢を思わせないバイタリテイに富んだ方

です。局長は、物事をきちんと捉え、適切な行動と助

言を期待できる事務所のお父さん、それに良き相談の

相手の姉のようなヘルパー牛島さん、妹のようなヘル

パーの河村さんの、ほのぼのの五人組、チームワークは

一番と私は思っています。

事務所に花がない日はありません。職員も、訪れる方も心とむすぶです。

今日は、朝からなんとなく落ち着かない日でした。

九時から緊急母子会役員会、十時から家庭看護講習

会、十時三十分からヘルパ

会、十時三十分からヘルパ

一車折願、十五時三十分から家庭看護講習会閉講式と、十七時から行政住民課との課内会議と。目まぐるしい一日でした。

昨年から始めた看護講習会も84名の受講者を得ることができました。今後、更に講習会を重ね、地域に根

づいた在宅福祉の充実をはかつていきたいと思ひます。

「ふくし」ひらがなで三文字、「福祉」漢字で三文字、あたりまえになつた現代の言葉、しかし、実践がむづかしい現代の福祉。



人生半ばにして 思うこと

大刀洗町社協

村山真知子

人生八十年とするならば折り返しを回って少しかげだした頃。傷ついたり、悩んだり、悲しんだり、いろいろな経験もし、自分というものも家族や友達や地域の人たちとの関係を通して鏡に写しだすようにみることでできるようになりました。今までの自分を振り返ってみると、十代はスポーツが好きで、いつも競争の中に身をおいて時間との闘いをしていたちよつと生意気な女の子。回りには目もくれず前ばかりみつめていた気がします。そして二十代、前半に私にとつては大転機。このことで、それまで、みえなかつたものがみえるように自然にも目が向くようになりました。花

の美しさ、鳥のさえずりなど、そしてさらに人のこころの痛み……。自分の受けた痛み分だけ人にやさしくなれたようです。三十代、子育てと趣味に明け暮れた日々。ストレスのかかることが多くありましたが、そのことが、自分というものをひと回りもふた回りも大きく成長させてくれたと思います。子どもを持ったことで、親になれるのではなく、この営みの中で初めて親になれると、今この年になって分かったことです。四十代、地域活動に精を出している頃、私にとって何度目かの転換機、この仕事との出会いです。迷うことなくこの道に入ってきました。毎日新しい事柄や人との出会いに発見と感動を覚えていきます。大勢の人の人生にかかわりながら私たちは、その人の荷物を背負うことはできません。一緒に考え、アドバイスをするにとぐらいです。これは仕事をするとより、自分育

老骨に鞭打って

矢部村社協

栗原 三鶴

黒木町社協の久保専門員から「まなこ」の原稿依頼

てをしているような気がします。さて、今後の人生はと考えると、まさに高齢化問題は、私の問題でもあります。戦後生まれの団塊の世代、生まれた時からイス取りゲームの、競争社会に投げだされ、忙しく生きてきました。戦後すべてを失い青春もなく働き今の日本を支え造りあげてきた親世代の後を受け、次の世代に私たちは何を伝えたらよいのでしょうか。物質文化の弊害がここにきて見え隠れしています。やはり精神文化をもつとつと高揚させ醸成させ生かすことを次世代に伝承することなのでしょう。

を受けた時は、理事会を控えて決算書の作成に追われていた時で、仕方なくOKして、その後原稿用紙が送って来たが、机の引出しへしまつてすっかり忘れてしまっていた。そして今日、探しものをしていて原稿用紙の入った封筒を見つけ、しまった！と思つたが後のまつり。今日は原稿め切り日である。今日書かねば間に合わない。さて、何を書けばいいのか、頭の中は真白である。先ず、我が社協を少し紹介する事にしよう。事務局は昨年オープンした「高齢者生活福祉センター(通称、ゆいのもり)」の中にある。一日の日程は、朝のミーティングからデイサービス利用者のお迎えに始まり、それぞれの持場に就く。事務局は繁雑な事務に就く事になる。机の上にはめ切り日の迫つた報告文書が山積みであ

る。どれから手をつけようかと迷うが、迷っているヒマはない。め切り日の近いのから片付けるしかない。でも今日は良かった。めづらしく片付いた時であった。この原稿が無ければ、今日のはんびり出来るはずだったのにと、少しうらめしくもなつた。我が社協は昨年から、このセンターの開設に伴ない、同センターを中核とした福祉活動を展開してゆくことになつた。六十五歳以上の高齢化率は、二九・三%となり、「県下で一番」は譲る気配はない。在宅福祉も一段と高度な技術が要求されて来ている。在宅福祉だけでは対応しきれない面も出て来ている。おのずと収容施設も必要になつてきている。今年度に、小規模の特養を建設する計画があつたが厚生省の認可がおりず、没となつた。来年度は何とかなりそう

な気配である。

でも、一つ課題はある。

こうなると、近くに内科の診療所が必須条件となる。現在、同センターに隣接して、診療所建設の計画があるにはあるのだが、一軒だけ有る地元の先生とのからみで、行き詰まっているのが現状である。

何か良い方法を講じなければなるまい。

こうして村がおし進める「総合福祉コミュニティ計画」も社協が歩調を合せることにより、着々と実現して来ている。

これから先、益々忙しくなることは必至である。

でも「明日は我が身」である。少しでも、老後を安心して過せる様な環境づくりに、老骨に鞭打って頑張るしかない。

あ//玄関に吉井町社協の田村専門員外総勢五名、視察に見えたようだ。



専門員は 与太郎だあー!

稲築町社協
三遊亭楽子
福祉ネーム(木山淳一)

最近は、「福祉の話をしてくれ」というよりは、「落語を演ってくれ」という仕事の方が増えてきた。六月には花のお江戸で演ってきた。月に四〜五回程、高座に上がっているのだが、果たして喜んでいいのやら、悲しむべきかと迷うところである。

まあ、あまり難しく考えずに流れに任せ、頼まれたら断わずに演っていかうと思う。そのことが、落語を生で聞くということから縁遠い九州で、実力は別としても落語をかじるものもの使命だと思ふからである。しかし、福祉関係者が催される行事で演った後、「落語」というのは、差別的なところがありませんよ」とい

う言葉をよく頂戴する。

落語は、江戸時代の中期、安楽庵策伝というお坊さんが説教の合間に今で言う小咄を入れて聞かせたというのに始まりをみるといわれている。時は江戸時代、社会は將軍を頂点とする身分差別のまっ只中、そんな状況下に大衆芸能として生まれた落語に差別的なところがないわけがない。いや、その差別構造は、根強く残っているのだから、私は日本で生まれ育つ芸能、文化、生活形態まで、ありとあらゆるものは差別性がどこかに潜んでいると思っている。もちろん、落語には「差別表現」や演目自体に「差別語」が使われている。しかしこれとて、今の「差別表現」であり、「差別語」なのであり、当時にこれが差別なんて感じた人はいないに違いない。そうではなければ続いてこなかっただろう。

直っているのではない。私が高座に上がる際にはそうした表現や感じさせ方には注意を払うし、プロがやる今の寄席や落語会にしたって、そのような表現や演目は聞くことが少なくなっている。また、古典落語といえども現代にマッチするよう創意工夫するのが常識だから、差別性のある表現や演じ方は、変えなければならぬのが当然である。時として演者によっては、そのまま演つたりすることはあるが、これはその人の差別に対する意識の問題だからどうしようもない。しかし、そのことさえも私たちの日常ではいくらでもあると、私は思っている。また、登場人物の与太郎別だという人もいる。

置くのである。「落げ」の瞬間、また現実の世界へと引き戻されていく。聞く側は、その瞬間まで自らの想像力を働かせ情景描写をすることによって、笑いや涙へとつながっていくのである。ここがお芝居などとは違って、落語は登場人物、風景、時刻等々、すべて聞く人が創り上げていかなければならない。つまり百人の聴衆がいれば百通りの与太郎が存在する訳である。だとすれば、こんなことが言えないだろうか。「漸に出てくる人物のキャラクターが、自分の心にある同じような部分と共鳴し、イメージを膨らませている」ということを。まわりくどい言い方で申し訳ないが、人間、誰もが「与太郎的な性格」を持っているのではないだろうか。与太郎断で一番ポピュラーなのが、ご隠居さんや父親といった「賢者」に挨拶や商売の口上を

教えてもらいたい紙に書いてもらうのだが、うまくできずかえってトンチンカンなことになってしまふ。考えてみると、これにしたって日頃の私たちである。いや、福祉活動専門員なんてエーのは、与太郎そのものだ。つまり「賢者」のマニユアルがないと何もできない、そのマニユアル通りにやるのが精一杯。(与太郎の名誉のため断わっておくが、彼自身はマニユアルを自らは欲していない)

「地域福祉活動計画をつくらなきゃいけないけど、県社協がマニユアルをつくるのを待ってやろう」、「社協だよりのつくり方のマニユアルが、どっかにないだろうか」、いつもマニユアル捜しにやつきになっている専門員がいたら、あなたが与太郎です。自分の中の与太郎を認めてしまえば、嘶の中の与太郎は知的障害者の模倣ではなく、あなた自身となる訳である。

私は自分の中の与太郎も



大宰府市社協 古川妙子



認め、愛し、時にはおもしろがっている。

強引な論法で申し訳ない。予定の枚数をかなりオーバーしてしまった。とにかく一度、落語をじっくり聴いて、自分の与太郎性を検証してみては？

- 経験年数 わずか2カ月
- 特技・趣味 スポーツいろいろ、ただしへたの横好きです。車に乗ってのドライブも好きですがこの頃は時間がありません。
- セールスポイント 笑顔を忘れないようにと心がけています。何事にも前向きな姿勢で頑張れるよう努力しているつもりですが――。みなさんよろしくお願いします。
- 仕事への抱負 2カ月前までは障害児・者の施設に勤めていました。同じ社協の職員として勤務していたのですが、今は違った分野での福祉の仕事に追われる毎日です。分からないことばかりですが一日でも早く専門員としての活動が出来るよう頑張りたいと思います。
- メッセージ 子どもからいつも言われます。「年を考えなさい。」でも全然意識していません。

- 経験年数 数か月
- 特技・趣味 スポーツ全般（見るのもするのも好き）
- セールスポイント 体力
- 仕事への抱負 机上論だけを熱く語る社協マンにはなりたくない。
- メッセージ 早いもので社協に就職して十年目。当時、自分自身がこの仕事の中で、どんな歯車になれるかなと考えたことをよく覚えています。では今は？ 日々



大野城市社協 岡部 則彦

母親です。

(写真より) お会いした時は、いろいろとご指導の程よろしくお願い致します。



津屋崎町社協 石田 裕

の仕事に追われながら、力強い歯車になれるよう頑張っております。今後ともよろしくお願い致します。

- 経験年数 7カ月
- 特技・趣味 パチンコ／占星術／サッカー観戦／読書／スポーツ（球技）
- セールスポイント 頭がデカイ
- メッセージ 大学卒業後、今春まで施設勤務が殆どで、約10年あまりの間知的障害者の方々への援助活動に従事してました。
- 4月より社会福祉協議会に勤務するようになり、今まで関係したことのない

い身体に障害を持つてある方や視覚障害者の方、聴力障害者、日頃外出等の機会が少ない高齢者や脳卒中後遺症者の方、一人暮らしをしてある高齢者の方々と知り合いました。知り合った方々から教わったことや励まされたことのひとつひとつを、いま心の壁で吸収しています。

町民の方々と共に歩み続けることを忘れずに、心の壁に吸収したものをいつの日か「形」に変えてお返ししなければと思っています。

打ち寄せる波の音が聞こえる明るい職場にいられて感謝しています。



勝山町社協 中村道夫

○経験年数 七ヵ月

○特技・趣味

ジョギング 練習する時間がほしい、トレーニング不足でお腹まで出てきた。

○セールスポイント

考えても何もないようです。

○仕事への抱負

僧職を十数年しています。今もですが、福祉の仕事はまったく初めてであり、ますが、福祉も僧職も人間の命を輝かせるということについては、共通のことではないかと思えます。これからの福祉は、物質から精神の方に移っているようです。私という意味からでも、何か私

に出来ること、あるのではないかと思えます。

まなこ編集物語 最後のできごと

ああ最後だな安堵感、甘かった、まさかという思いが現実となってしまった。

編集物語と編集後記はそれが担当するかとの論議になる、まだ一度も書いてない人にとこの声、遠慮がちではあったが江藤さんお願いいたしますとの委員長の低い声、がーん、安堵感から一転不安感へ。

その瞬間から私の頭の中に、最初「まなこ」編集委員を引き受けたときのこと、がよぎりだす。

まだ一度もやってない社協という声に重い責任感、未知の役への不安感、年齢差へのコンプレックス、私の心の中で葛藤が続く、ついに責任感で引き受ける。責任感・・・ちよつときざかな？いや本当、本音で

す。今回も全く同じ心境だった。

しかし、心を落ち着け原稿を書いているうちに二年間を振り返ることができた。

不安、年の差へのコンプレックスも回を重ねる毎に消えていった。

今になって思えば、若い人たちと一緒にやれたことやみなさんがよくしてくれたことが、ありがたく思えてならない。

引き受けてよかったと、感謝しています。ありがとうございました。

編集後記

編集委員長
田川市社協
西村 勝也

近年、社会福祉施策の動向は、時代と共に変化しています。平成元年にゴールプランが策定され、その中間年には施設入所決定権が各町村に移譲、さらに各

市町村単位で福祉ニーズに対応する事が義務付けられる事で老人保健福祉計画が作成されました。

そこで、今回の「まなこ」編集委員会では、老人保健福祉計画にスポットをあて地域実践から見る実態と課題・当事者組織としての取組と政策提言・老人保健福祉計画への取組と今後の課題をサブテーマにシリーズで紹介しました。

今後、社協活動の取組に対する参考になればと思えます。

最後に、まなこ発行に当たり多くの方々より原稿をお寄せ頂きまして、誠にありがとうございました。編集委員一同、心より感謝申し上げます。次号より、新しい編集委員の皆さんで作られますが、より良いものにしていただきたいと思います。頑張ってください。

